

国立大学法人東京農工大学職員の労働時間、休暇等に関する規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則</p> <p>(所定労働時間)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 第2項の規定にかかわらず、子の養育又は家族の介護を行う職員は、1日の所定労働時間を変更することなく始業又は終業の時刻を繰り上げ又は繰り下げることができる。</p> <p>(所定労働時間以外の勤務)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 学長は、3歳に満たない子の養育を行う職員が請求した場合には、第1項の超過勤務又は休日に勤務を命じないものとする。</p> <p>(休暇の種類)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 <u>前項の休暇(介護休暇を除く。)</u>は、有給とする。</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第24条 特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別な事由により職員が勤務しないことが相当であるものとして次の各号に定める場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p>	<p>本則</p> <p>(所定労働時間)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 第2項の規定にかかわらず、子<u>(育児・介護休業等規程第2条において子に含まれる者を含む。第24条第1項第19号を除き、以下同じ。)</u>の養育又は家族の介護を行う職員は、1日の所定労働時間を変更することなく始業又は終業の時刻を繰り上げ又は繰り下げることができる。</p> <p>(所定労働時間以外の勤務)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 学長は、3歳に満たない子の養育又は家族の介護を行う職員が請求した場合には、第1項の超過勤務又は休日に勤務を命じないものとする。</p> <p>(休暇の種類)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 <u>前項の休暇</u>は、有給とする。</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第24条 特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別な事由により職員が勤務しないことが相当であるものとして次の各号に定める場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p>	

<p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) ドナー休暇 職員が<u>骨髄移植のための骨髄液</u>の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は<u>骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合</u>で、当該申出又は提供に伴う必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間</p> <p>(4)～(18) (略)</p> <p>(19) 介護休暇 職員が要介護状態にある配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。)、父母、子、配偶者の父母、及び職員と同居している<u>祖父母、孫、兄弟姉妹、父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、子の配偶者、配偶者の子の介護のため勤務しないことが相当であると認められる場合</u> 一の年において10日の範囲内の期間(日又は時間単位で付与する。)</p> <p>2～4 (略) (病気休暇及び特別休暇の請求等) 第26条 (略) 2～4 (略)</p> <p>5 1月を超える病気休暇を承認されていた職員が、その療養期間中又は療養後に職務に復帰するときは、<u>国立大学法人東京農工大学職員退職規程第9条(同条第8項を除く。)</u>の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「2週間前」とあるのは、「1週間前」と読み替えるものとする。</p>	<p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) ドナー休暇 職員が<u>骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞</u>の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、<u>骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合</u>で、当該申出又は提供に伴う必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間</p> <p>(4)～(18) (略)</p> <p>(19) 介護休暇 職員が要介護状態にある配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。)、父母、子、配偶者の父母、<u>祖父母、孫、兄弟姉妹、及び職員と同居している父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、子の配偶者、配偶者の子の介護のため勤務しないことが相当であると認められる場合</u> 一の年において10日の範囲内の期間(日又は時間単位で付与する。)</p> <p>2～4 (略) (病気休暇及び特別休暇の請求等) 第26条 (略) 2～4 (略)</p> <p>5 1月を超える病気休暇を承認されていた職員が、その療養期間中又は療養後に職務に復帰するときは、<u>国立大学法人東京農工大学職員退職規程第9条(同条第7項を除く。)</u>の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「2週間前」とあるのは、「1週間前」と読み替えるものとする。</p>	
---	---	--

6 (略)	6 (略)	
-------	-------	--

附 則 (平成 29 年 1 月 1 日規程第 50 号)
この規程は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。